

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

令和7年3月17日（月）

午前10時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・陳情書の配布	
(1) 陳情第7号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書	
・出張報告	
【 議案第2号～第18号審査結果報告・討論・採決 】	1
日程第3 議案第2号 令和7年度葛巻町一般会計予算	
日程第4 議案第3号 令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第5 議案第4号 令和7年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第6 議案第5号 令和7年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第7 議案第6号 令和7年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第8 議案第7号 令和7年度葛巻町下水道事業会計予算	
日程第9 議案第8号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）	
日程第10 議案第9号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）	
日程第11 議案第10号 令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第12 議案第11号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	

- 日程第13 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 葛巻町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

【 発委第1号 】 8

- 日程第20 発委第1号 葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

【 議案第19号 】 10

- 追加日程第1 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

告示年月日	令和7年2月27日（木）					
再開年月日	令和7年3月7日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年3月17日（月） 開議10時00分 散会10時46分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	4 番	柴田 勇雄		8 番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (鈴木満議員)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、4 番、柴田勇雄議員及び 8 番、辰柳敬一議員を指名します。

次に、日程第 2、諸般の報告を行います。初めに、陳情第 7 号、公務・公共サービスの拡充を求める陳情書については、議会運営委員会での協議結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。3 月 11 日に岩手県東日本大震災津波追悼式のため、盛岡市に出張しました。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第 3、議案第 2 号、令和 7 年度葛巻町一般会計予算から日程第 19、議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてまでの 17 議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、辰柳敬一議員。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第 157 条の規定により報告します。

議案第 2 号、令和 7 年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 3 号、令和 7 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 4 号、令和 7 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 5 号、令和 7 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 6 号、令和 7 年度葛巻町水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 7 号、令和 7 年度葛巻町下水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 8 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 7 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 9 号、令和 6 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 10 号、令和 6 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 11 号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 12 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をも

って原案可決。議案第 13 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 14 号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 16 号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 17 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。以上のとおり報告いたします。令和 7 年 3 月 17 日、輝くふるさと常任委員会委員長。

議長（鈴木満議員）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第 2 号から議案第 18 号までの 17 議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。日程第 3、議案第 2 号、令和 7 年度葛巻町一般会計予算から日程第 8、議案第 7 号、令和 7 年度葛巻町下水道事業会計予算までの 6 議案について、一括討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより議案第 2 号から議案第 7 号まで一括討論を行います。

最初に、反対討論から許します。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を許します。2 番、深澤進議員。

2 番（深澤進議員）

私は、議案第 2 号から議案第 7 号の令和 7 年度葛巻町一般会計予算及び 5 件の特別会計、企業会計予算につきまして、先ほど輝くふるさと常任委員長の報告のとおり決するに当たり、賛成の立場から討論いたします。

令和 7 年度の一般会計の予算規模は、前年度比 4 億 5,583 万円、6.3%減 67 億 5,229 万円で、令和 4 年度から 70 億円を超える大型予算が続いておりましたが、庁舎等建設事業が完成年度となることから事業規模が縮小し、4 年ぶりに 60 億円台の予算規模となったところであります。

さて、令和 7 年度は、昭和 30 年に旧葛巻町、江刈村、田部村の 1 町 2 村が合併し、現在の葛巻町となって 70 年の節目を迎える年であります。また、複合庁舎くずま〜るに係る一連の整備事業が

完成する年でもあることから、本会議に提案された当初予算案は、町の魅力をさらに高める事業を展開し、町総合計画の下、人口減少対策と地方創生に継続して取り組むこととし、各分野にわたりきめ細やかに対応したものであると認識しているところであります。

1つ目の「地域資源を活かす“しごと”」に関する取組では、酪農振興において新たに畜産暑熱対策事業を実施し、温暖化の影響を受ける畜産の環境改善を講じていただいたほか、林業振興においては森林環境譲与税を財源に森林保全特別対策事業を拡充していただき、森林資源の維持及び造成が一層図られるものと思われま。

2つ目の「いきいきと輝き続ける“ひと”」に関する取組では、地域運動部活動推進事業及びスポーツツーリズム奨励事業を拡充していただいたほか、子ども・生徒医療費助成事業や出産祝金支給事業、保育所や小中学校の環境整備、保育料及び学校給食費の無償化等の学び輝く“ひと”づくり支援事業などを継続するなど、子育て環境、教育、保健、医療に係る一人一人の子供、保護者に寄り添ったきめ細やかな支援施策を整えていただきました。

3つ目の「誰もが住みたくなる“まち”」に関する取組では、町民の利便性と生活環境の快適性の向上及び町のにぎわい創出に向けた、くずま～る周辺の庁舎等建設事業及び町道役場線道路改良工事を継続するとともに、快適な住まいづくり支援事業や町営住宅長寿命化修繕事業のほか、移

住者及び定住者に向けての住宅取得支援事業など、各事業の連携による住環境の充実、強化することにより、人口減少、少子高齢化が進行する中にあっても、誰もが心安らぐ快適な生活を送ることができるよう、各種施策の強化を図っていただきました。

また、防災対策、消防救急体制の充実においては、消防ポンプ自動車購入事業や指定避難所生活環境改善機器整備事業により、近年全国各地で複雑多様化する各種災害に対し、迅速かつ的確に対処できる体制が強化され、安全、安心な地域づくりに向けた対策がしっかりと講じられております。

一方で、町の様々な地域課題の解決と社会情勢の変化に柔軟に対応できる体制づくりに向け、新たに取り組む地域課題解決推進事業においては、町の喫緊の課題である地域交通や新たな特産品開発など、まちづくりに資する総合的な検討により、町の最重要課題である人口減少対策と地方創生が推進されるよう、より一層の奮闘を期待しております。

続いて、特別会計であります。国保会計においては、国保財政の構造的な財源不足を解消するため、令和7年度から新税率による賦課となりますが、保険税収納率の維持、向上に向けた取組を一層強化の上、町民の健康維持と医療費の抑制に期待するものであります。

次に、企業会計であります。病院事業会計においては、人口減少による患者数の減少による医

業収益の減が見込まれる中、人件費や診療材料費の上昇などにより依然として厳しい経営状況が強いられることから、引き続き経営健全化対策等を講じ、町民の命と健康を守る地域医療の拠点として、その役割を担っていただくことを強く期待しております。

水道事業会計においては、令和6年度から本格的に着工している馬淵川（北部）地区水道施設整備事業に伴い、資本的支出の予算規模が大きくなっておりませんが、引き続き健全で持続可能な経営に取り組み、安全で安定的な給水確保を期待するものであります。

下水道事業会計においては、浄化槽設置の推進や農業集落排水施設の適正管理を継続することとしており、町民の快適で衛生的な暮らしを守るための取組となっております。

以上のことから、冒頭に申し上げたとおり、各会計の予算案に賛成するものであります。

町の行財政運営は、各種資材など物価の高騰が続いていることから、より一層の難しさが伴うものと思われませんが、町では大型事業の実施に伴う地方債借入額の増加など、事業計画段階においてあらかじめ想定し、大型事業などに備えた基金による財源の確保や交付税措置のある有利な起債の活用など、現在のような状況を見据えた様々な対策、準備による健全な財政運営の維持に取り組み、大きな財源不足が生じることなく安定的な財政運営に努めていただいております。

今後におきましても、各分野において質の高い

住民サービスを提供し、全世代が安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組まれることをお願いするものであります。

議員各位におかれましてはご賛同を賜りますことをお願いいたしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。

議長（鈴木満議員）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

日程第3、議案第2号、令和7年度葛巻町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第2号、令和7年度葛巻町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号、令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第3号、令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予

算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号、令和7年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第4号、令和7年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号、令和7年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第5号、令和7年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号、令和7年度葛巻町水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第6号、令和7年度葛巻町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号、令和7年度葛巻町下水道事業会計予算について、本案に対する委

員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第7号、令和7年度葛巻町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第8号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委

員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第9号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第10号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第12号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 13 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 14 号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 14 号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 16 号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 16 号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18、議案第 17 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 17 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 19、議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決

は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 20、発委第 1 号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより発委第 1 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、姉帯春治議員。

議会運営委員長(姉帯春治委員)

発委第 1 号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。地方自治法第 112 条及び葛巻町議会総合条例第 20 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

改正の内容であります。法の一部改正に伴い、条例中で引用しております番号利用法に条項のずれが生じたほか、全国議長会の改正に基づき、文言の整備をしようとするものであります。

提案の理由ですが、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

附則であります、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（鈴木満議員）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本発委案は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。本発委案は、全議員で協議し提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

発委第1号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、発委第1号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を

改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻 10時40分）

（追加日程・議案配布）

（再開時刻 10時41分）

議長（鈴木満議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま町長から議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の1議案が提出されました。この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

それでは、追加議案につきましてご説明申し上げます。

議案集1ページをお開き願います。議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の要旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料により説明させていただきます。議案資料1ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、住民ニーズの多様化と社会情勢の急激な変化に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、業務の効率化と職場環境の改善を図るためフラット制に移行しようとするものでございます。フラット制への移行に伴い、これまでの室、係を廃止することとなりますことから、本条例で規定しております職務のうち、室長を課長補佐、所長補佐、館長補佐に改め、係長を削るなどの改正をしようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木満議員）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第19号については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題と

します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

なお、本定例会議に付された事件は全部終了しましたので、明日18日は休会といたします。

これで令和7年葛巻町議会3月定例会議を終了します。

次回は、6月第1金曜日の6日に再開することといたします。ご苦労さまでした。

（散会時刻 10時46分）